

秋申
田10
地号
本①**労働組合への支配介入を是正し安心して
働ける職場を求める申し入れ団体交渉！****会社回答
事象を支社として重く受けとめている！**

団体交渉 冒頭にて主張！ 今交渉に関係者として当該組合員の出席を申請したが、会社から「当事者の出席は馴染まない」「感情的になり建設的な議論ができなくなる」とのことから当該組合員に勤務手配を行わなかった。「労使間の取扱いに関する協定」の規制にあたりと捉えており、会社の主張について到底認めることはできない。そもそも本交渉は労働組合員に対して行われた不当労働行為であり、本来このような団体交渉を行わなければならないこと自体が問題である！

1. 秋田運輸区長の「列車を止めてまで自分たちの主張を押し通す組織にいることをどう思っているのか」の発言は労働組合に対する支配介入と組合員へのハラスメント行為に当たることから、指導を徹底すること。また、18 春闘時の争議行為の内容は、本来業務以外に対する非協力（自己啓発活動等）の形式による争議行為の実施（今争議行為により列車運行に支障をきたすことはない）であり、秋田運輸区長の「列車を止めてまで自分たちの主張を押し通す組織にいることをどう思っているのか」の発言の根拠を明らかにすること。

【会社回答】 従来より、組合加入の有無、所属組合で差別したことはなく、労働組合の運動方針や活動に介入するものではない。なお、ハラスメントの防止についても引き続き、指導・周知を徹底していく考えである。

【議論内容】 支配介入、ハラスメントの意図はなく、会社として不当労働行為を容認するものではない。今回はコミュニケーションの場において労働組合に所属することに個人的な関心から言った言葉であるが、受け取り方によっては不当労働行為と評価されかねない内容。支社として事実を受け止め現場長に対して厳しく指導した。

2. 2018年3月9日JR東労組—JR東日本会社「申15号労使交渉」における確認事項を反故している認識があるのか明らかにすること。

【会社回答】 社員が労働組合に加入するかどうかは、社員一人ひとりが判断するものであり、自由意思によるのである。会社として、この考えに変わりはない。

**地本情報
73号へ続く！**